

KKR

年金だより

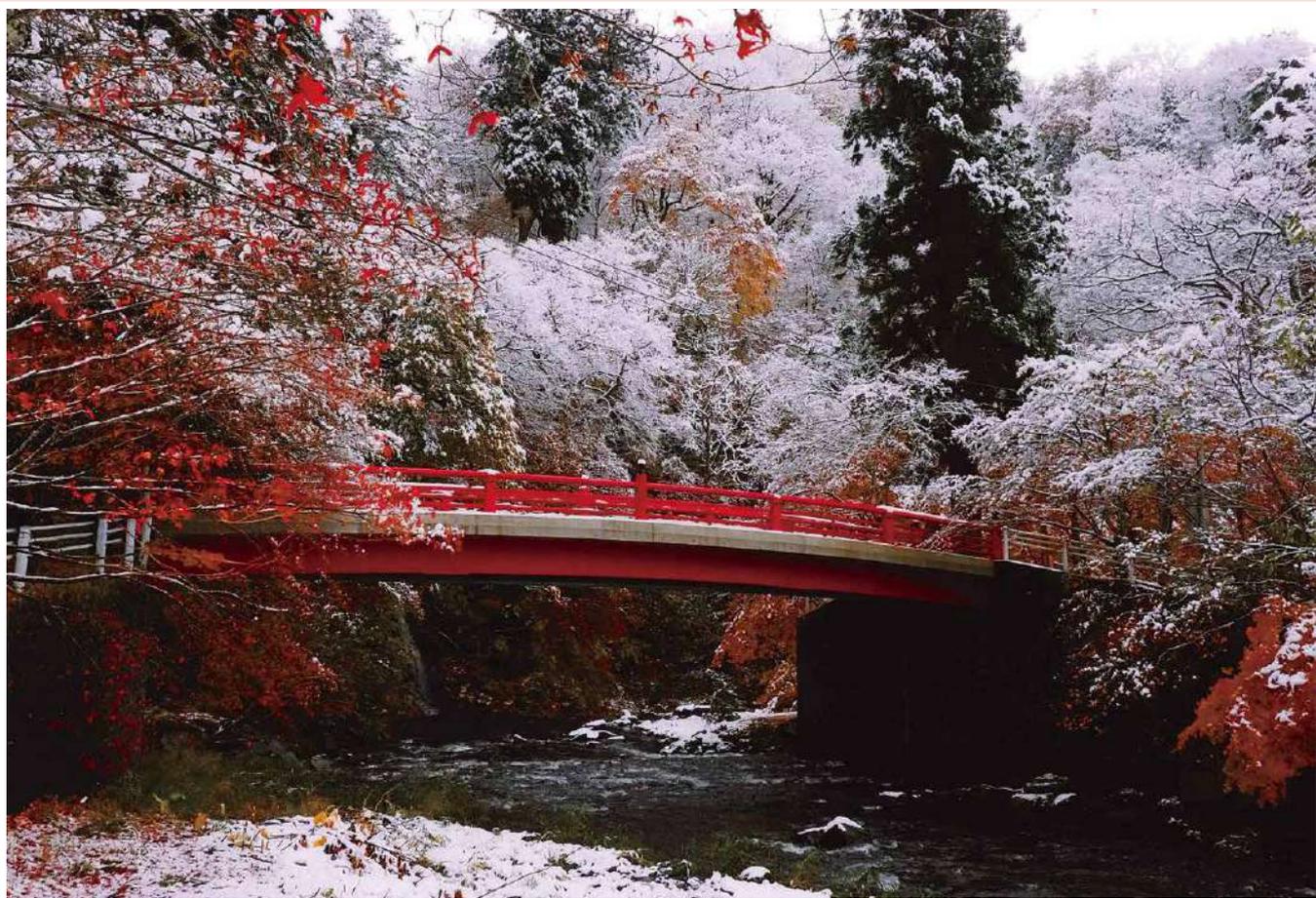
令和4年12月発行

No.136

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

| | |
|--|----|
| 令和4年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について..... | 2頁 |
| 「源泉徴収票」に関するよくある質問 | 3頁 |
| 「源泉徴収票」等の再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください | 4頁 |
| 「KKRねんきん案内」について | |
| 「公的年金等の源泉徴収票」がマイナポータルからも受け取れるようになります ... | 5頁 |
| 新型コロナウイルス感染症・後遺症電話相談窓口のご案内 | |
| 全国年金相談会およびリモート年金相談会のご案内 | 6頁 |
| こんなときには届出をお願いします | 7頁 |
| 読者のひろば原稿・表紙写真の募集 | |
| 2023年 KKR年金カレンダー | 8頁 |



「初冬の中野もみじ山」 青森県黒石市

(青森県) 柳谷 昌輝 さん

令和4年分

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済年金や老齢厚生年金等を受給されている方へ

令和4年中にお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」（以下「源泉徴収票」といいます。）を、**令和5年1月6日(金)から18日(水)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------|--|--------------|--------------|-------|---------|------|----|---------|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | 102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇 | (受給者番号) | 1234***** | | | | | |
| | フリガナ氏名 | ネンキン タロウ 年金 太郎 | 生年月日 | 明治 | 大正 | 昭和 | 平成 | 令和 | |
| | | | | 23 | 年 | 12 | 月 | 5 | 日 |
| 区分 | | 支払金額 | | 源泉徴収税額 | | | | | |
| 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 | | 千円 | | 円 | | | | | |
| 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 | | 1,886千757円 | | 22千806円 | | | | | |
| 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 | | 千円 | | 円 | | | | | |
| 所得税法第203条の3第7号適用分 | | 千円 | | 円 | | | | | |
| 本人 | | 源泉控除対象配偶者 | 源泉控除対象扶養親族の数 | 16歳未満の扶養親族の数 | 特別障害者 | その他の障害者 | ひとり親 | 寡婦 | 社会保険料の額 |
| | | * | | | | | | | |
| 源泉控除対象配偶者 | | 控除対象扶養親族 | | 16歳未満の扶養親族 | | | | | |
| フリガナ氏名 | ネンキン ハナコ | フリガナ氏名 | | フリガナ氏名 | | | | | |
| (摘要) | | | | | | | | | |
| 支払者 | 法人番号 | 2010005002559 | | | | | | | |
| | 所在地 | 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 | | | | | | | |
| | 名称 | 国家公務員共済組合連合会 印 | | | | | | | |

●源泉徴収票の区分について

| | |
|-----------------------|--|
| 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分 | 64歳までの特別支給の退職共済年金、昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受給されている方 |
| 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分 | 65歳からの退職共済年金を受給されている方 |
| 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分 | 退職年金(退職等年金給付)、経過の職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方 |
| 所得税法第203条の3第7号適用分 | 上記第1号～第6号に該当しない方 |

<年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ>

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載していません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問 1 源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたものですか。

答え 令和4年2月の定期支給期分から令和4年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、令和4年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和4年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのですか。

答え 令和4年分の源泉徴収票については、「自動音声受付サービス」において再発行することができます。
(「自動音声受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は、4頁をご覧ください。)
また、KKRホームページから印刷した源泉徴収票交付(再交付)申請書の郵送での受付も**令和5年1月19日(木)から**可能ですのでご利用ください。
なお、過去5年分の源泉徴収票についても再発行することができます。この場合は、「KKR年金相談ダイヤル」への電話や源泉徴収票交付(再交付)申請書でご依頼ください。
※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問 3 「社会保険料の額」欄の社会保険料とは具体的にどのようなものですか。

答え 住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

質問 4 令和4年10月頃に提出した令和5年分「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え 令和4年分「公的年金等の源泉徴収票」は、令和3年10月にご提出された令和4年分「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

質問 5 令和4年分の源泉徴収票の電子交付はできますか。

答え 可能です。詳しくは5頁をご覧ください。

※ 源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページに「源泉徴収票」に関するQ&Aを掲載していますので、あわせてご覧ください。

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和4年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注)利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

<国税庁からのお願い>

確定申告(還付申告)をされる場合は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。

「源泉徴収票」等の再発行は 「自動音声受付サービス」をご利用ください

「公的年金等の源泉徴収票」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、**5**「年金受給権者受取機関変更届」発行のサービスが加わったため、申請の際に登録(入力)いただく内容が、年金証書番号から**基礎年金番号と生年月日に変更**となりましたので、ご注意ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

(再)発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

5
年金受給権者
受取機関
変更届

NEW

～ ご利用方法 ～

- 03-5212-2243** (専用電話)へおかけください。
- 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- (再)発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と**生年月日(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- 「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注)令和4年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、**令和5年1月19日(木)**から受付を行います。

- ・(再)発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・(再)発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKRねんきん案内」について

2023年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。



※ 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

「公的年金等の源泉徴収票」が マイナポータルからも受け取れるようになります

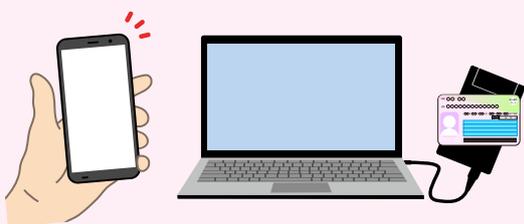
本誌2頁にてご案内のとおり、令和5年1月6日(金)から順次「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」を発送しますが、あわせて令和5年1月19日(木)から、「公的年金等の源泉徴収票」が電子版でも交付を受けられるようになります。



ポイント

1

スマートフォンやパソコンから、いつでも電子版の「公的年金等の源泉徴収票」を受け取ることができます。



ポイント

2

電子版の「公的年金等の源泉徴収票」を取得して、e-Tax（国税電子申告・納税システム）で、電子的に確定申告のお手続きができます。



上記サービスのご利用の流れについては、同封のPRチラシをご覧ください。

● マイナポータルとは

ご自身のマイナンバーに関する情報等を確認できる、政府が運営するオンラインサービスです。

● e-私書箱を利用すると

マイナポータル内「もっとつながる」の野村総合研究所「e-私書箱」を利用することで、確定申告に必要な「公的年金等の源泉徴収票」などをオンラインで取得し、電子的に確定申告のお手続きができるようになります。

→「e-私書箱」は(株)野村総合研究所が提供する、公的機関などからの電子交付書類を一元的に管理するサービスです。

新型コロナウイルス感染症・後遺症電話相談窓口のご案内

虎の門病院（東京都港区）では、新型コロナウイルス感染症・後遺症に関連した症状のある方、不安な方からの電話相談に対応しております。

最新の情報については、KKRホームページトップの  [注目情報](#) をご確認ください。

[ここをクリック](#)

お知らせ

新型コロナウイルス感染症・後遺症電話相談窓口のご案内

全国年金相談会およびリモート年金相談会のご案内

KKRでは、毎年全国で年金相談会を開催しています。
 その他年金に関することは、ご予約のうえお気軽にご相談ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況や参加予約人数の状況等によっては、止むを得ず開催地における年金相談会を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

最新の情報は、KKRホームページ等をご覧ください。

▶



ご相談内容の例

働いた場合や失業給付を受けた場合、年金はどうなるの？

年金の請求手続きはどうすればいいの？

年金受給に必要な資格期間や年金の見込額は？



全国年金相談会およびリモート年金相談会へのご参加は、事前の予約が必要です。

※ご予約は、開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
 ご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会は、お受けできません。

●文書でのご予約

KKRホームページ内の「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入のうえ、ご郵送ください。

■全国年金相談会開催日程

■令和5年1月～3月

| 開催地 | 開催日 | 開催会場 |
|------|----------|----------------|
| 山口市 | 1月12日(木) | KKR山口あさくら |
| 広島市 | 1月13日(金) | 広島ガーデンパレス |
| 岡山市 | 1月19日(木) | サン・ピーチOKAYAMA |
| 神戸市 | 1月20日(金) | ホテル北野プラザ六甲荘 |
| 横浜市 | 1月27日(金) | KKRポートヒル横浜 |
| 福岡市 | 1月27日(金) | KKRホテル博多 |
| 鹿児島市 | 2月 2日(木) | アートホテル鹿児島 |
| 熊本市 | 2月 3日(金) | KKRホテル熊本 |
| 松山市 | 2月10日(金) | KKR道後ゆづぎ |
| 徳島市 | 2月22日(水) | ホテル千秋閣 |
| 福島市 | 3月 2日(木) | ホテル福島グリーンパレス |
| 宇都宮市 | 3月 3日(金) | ホテルマイステイズ宇都宮 |
| 宮崎市 | 3月 3日(金) | ニューウェルシティ宮崎 |
| 大分市 | 3月10日(金) | ホテル日航大分オアシスタワー |
| 千葉市 | 3月17日(金) | ホテルプラザ葉の花 |

■令和5年4月～6月

| 開催地 | 開催日 | 開催会場 |
|-------|----------|-------------|
| 津市 | 4月 6日(木) | ホテルグリーンパーク津 |
| 名古屋市 | 4月 7日(金) | KKRホテル名古屋 |
| さいたま市 | 4月13日(木) | ホテルブリランテ武蔵野 |
| 大阪市 | 4月20日(木) | KKRホテル大阪 |
| 京都市 | 4月21日(金) | KKR京都くに荘 |
| 福岡市 | 4月27日(木) | KKRホテル博多 |
| 広島市 | 4月28日(金) | 広島ガーデンパレス |
| つくば市 | 5月19日(金) | ホテル日航つくば |
| 仙台市 | 5月26日(金) | 仙台ガーデンパレス |
| 札幌市 | 6月 2日(金) | ホテルポールスター札幌 |
| 富山市 | 6月15日(木) | パレプラン高志会館 |
| 長野市 | 6月16日(金) | ホテル信濃路 |

■リモート年金相談会日程

■令和5年1月～6月

| 開催地 | 開催日 | 開催会場 |
|------|----------|-----------|
| 大阪市 | 2月16日(木) | KKRホテル大阪 |
| 名古屋市 | 2月17日(金) | KKRホテル名古屋 |
| 大阪市 | 6月 2日(金) | KKRホテル大阪 |
| 名古屋市 | 6月 8日(木) | KKRホテル名古屋 |
| 熊本市 | 6月22日(木) | KKRホテル熊本 |
| 福岡市 | 6月23日(金) | KKRホテル博多 |

○リモート年金相談会では、モニター画面に映る相談員が年金相談にお答えいたします。

○KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます。

年金相談窓口を移設しました

九段合同庁舎内設置の年金相談窓口を2階から1階に移設し、リニューアルいたしました。

個室で安心してご相談いただけるようになりましたので、ぜひお気軽にお越しください。(予約は不要)

相談時間：9:00～17:30
 (土日祝日・年末年始を除く)



こんなときには届出をお願いします



年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

| 届出が必要なときの例 | 対象となる年金の種類 |
|---|------------|
| 年金の受取口座を変更するとき | 全ての年金 |
| 年金を受けている方が氏名を変更したとき | |
| 加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき | 老齢・退職・障害 |
| 加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど | |
| 国家公務員または地方公務員として再就職したとき | |
| 特別支給（65歳未満）の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき | 老齢・退職 |
| 国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき | 遺族 |
| 遺族年金を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき | |
| 年金を受けている方が行方不明になったとき | 全ての年金 |
| 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき | |

◎ **KKR**ホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

本号については、紙面の都合により掲載することができませんでした。あしからずご了承ください。

引き続き原稿をお待ちしております。「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名は自由です。

ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当「読者のひろば」係までお送りください。

掲載時、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨を書き添えてください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和5年5月号（No.137）の本誌の表紙写真を募集します。季節にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

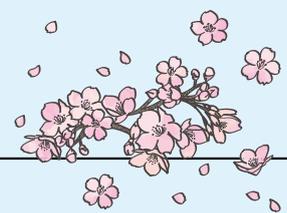
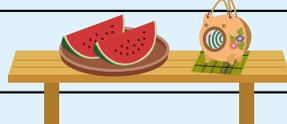
写真は、Lまたは2Lサイズのプリント（横写真のみ）で、撮影日時および場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

応募の締切は令和5年2月15日（水）です。

2023年KKR年金カレンダー



| 定期支給日 | 時期 | 発送などの予定 |
|---|-----|---|
|  | 1月 | 中旬 『令和4年分 公的年金等の源泉徴収票』 (圧着式はがき) 発送予定 |
| 15日 定期支給期 (12月・1月分) | 2月 | 2月中旬 3月中旬 令和4年分 所得税の確定申告 |
|  | 3月 | |
| 14日 定期支給期 (2月・3月分) | 4月 |  |
|  | 5月 | |
| 15日 定期支給期 (4月・5月分) | 6月 | 中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定 |
| 15日 定期支給期 (6月・7月分) | 8月 |  |
|  | 9月 | |
| 13日 定期支給期 (8月・9月分) | 10月 | 9月下旬 10月初旬 『KKR年金だよりNo.138』 発送予定 『令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』 発送予定 |
| 15日 定期支給期 (10月・11月分) | 12月 | 中旬 『KKR年金だよりNo.139』 発送予定 |

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- 年金の「受取機関変更届」は、毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函してください。
- 書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- 変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- 届出用紙が必要な方は、「自動音声受付サービス」をご利用いただくか、KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷してご利用ください。もしくは、当会年金部へご依頼ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR年金相談ダイヤル」〔年金に関するご相談・お問合せ専用〕

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分 (土日祝日、年末年始はご利用できません)

- 休日明けの午前中や年金の定期支給日の前後一週間程度などは、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkr年金 検索